

経済連携協定交渉 について

国際領域上席主任研究官
石 場 裕

平成16年7月から20年3月まで農林水産大臣官房国際部在職中、経済連携協定（以下、EPA）の交渉官（マレーシア、インドネシア、ベトナム）を努めていましたので、EPA交渉について簡単に紹介します。

EPAは自由貿易協定（以下、FTA）ともいわれていますが、EPAという場合、関税撤廃などを内容とする物品貿易をはじめ、サービス貿易、投資ルール、人の移動（技術的職種での就労や単位滞在条件の緩和）、協力、知的財産の保護、ビジネス環境整備などの分野をカバーする包括的な協定を意味しており、EPA

にはその主要な構成要素となるFTAが含まれるということになります。我が国では、すでにシンガポール、マレーシア、タイ、フィリピン、インドネシア、ブルネイ、メキシコ、チリと8つの2国間EPAを締結し、日ASEAN CEP（包括的経済連携）協定も本年4月に署名完了しました。これらの国との貿易関係を見ると、我が国の農林水産物総輸入額に占めるこれらの国からの輸入額は約20%となっています。（2007年貿易統計）

FTAについては、WTOにおける多角的貿易自由化の枠組を補完するものとしてガット24条に規定されています。本条では「実質上すべての貿易を自由化すること」とされており、物品貿易の分野では、我が国はこれを10年以内の関税撤廃率（貿易額ベース）90%を基準にしており、これまでのEPAにおいてこれを達成してきています。

交渉の事前準備として、産官学からなる「共同研究会」などを開催する場合があります。ここで検討などを経て、相手側の関心事項などを事前に把握することも出来ます。交渉に入ると、まずどのような分野を交渉対象にするかを議論することから始まります。物品貿易（「市場アクセス」ともいう）などはまず異論なく対象となりますが、関心の異なる分野に

ついては議論となることがあります。対象分野や交渉のやり方（体制、会合の頻度、リクエスト・オファーの方式など）が決まると、物品貿易分野では関税撤廃のリクエスト・オファーの交換（R/O交換）が行われます。R/Oは品目別になっており、農林水産品のオファーでは基本的には、関税即時撤廃、段階的撤廃（5年、7年、10年など）、再協議、除外の4つのカテゴリーに分類されています。再協議、除外は関税撤廃を行わないものですが、再協議は協定発効後5年後などに再交渉することを約束するものであり、除外は協定上何ら約束をしないものです。また、関税即時撤廃と段階的撤廃のうちの10年以内の撤廃が先程述べた自由化率に算入されます。R/O交換後、双方の関心品目を中心に品目別に交渉が開始されることになります。

わが国の場合、交渉の体制は首席代表（外務省の次官、大使級、共同議長（4省（外務、財務、農水、経産）の審議官級、交渉官（4省の課長、室長級）の3層が基本になっており、相手国の場合も省庁の体制は異なるものの、ほぼ同様の3層が基本です。

物品貿易など主要分野の交渉が実質的に終了すると「大筋合意」となります。しかし、この段階では各分野の条文（テキスト）の細部が決まっていなかったことが多く、大筋合意後もテキスト交渉をし、最終的な協定署名がされ正式に合意が確定することになります。その後、各国で国会承認などの国内手続きとなり、協定締結手続きを経て、協定が発効することになります。

最後に、個人的な感想を述べたいと思います。交渉には最低限のルールは存在するものの、進める上での明確なルールが確立しているわけはありません。主張と主張、戦略と戦略のぶつかり合いとなります。また、相手のある交渉ですから、予想外の反応があったり、大きく進展したり、行き詰まったりということもあります。夜を徹して準備を行い、交渉に臨んでも「協議不調」ということもあります。人と人が相対するわけですから、いわゆる「生臭さ」があり、そこが交渉の面白いところでもあります。特に、大詰めになると膝つめ、非公式の交渉になり、交渉中にはそれぞれの立場から、「話が違う！」というようなこともあります。しかし、最後は交渉官同士の信頼関係がキーとなるということが、交渉官を4年近く務め、改めて学んだことです。